平成２４年（フ）第３５３号
川崎市川崎区池田２丁目３番３―304号　メインステージ川崎２、前住所東京都足立区北加平町７番10号　スカイハイツ北綾瀬Ａ205号
債務者　桂　　民夫
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
川崎市麻生区細山１丁目９番４号　アゼリアコート102
債務者　伊藤　卓二
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
川崎市川崎区砂子２丁目８番地１　シャンボール川崎砂子707、前住所川崎市川崎区砂子２丁目８番地１　シャンポール川崎砂子ビル703
債務者　加藤　　勉
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
川崎市川崎区浜町１丁目９番13―903号　ＰＯＷＥＲ　ＨＯＵＳＥ／ＢＨ
債務者　清成マリアレジーナカトこと　ＫＩＹＯＮＡＲＩ　ＭＡＲＩＡ　ＲＥＧＩＮＡ　ＣＡＴＯ
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
川崎市宮前区野川36番地１　平台ハイツＢ―102、前住所川崎市宮前区野川971番地３
債務者　手塚　勝市
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７１２号
横浜市緑区霧が丘３丁目26番地２　霧が丘グリーンタウン１棟504号
債務者　瀬戸　靖彦
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２４号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５―14―11ルアンジュさがみ野ウエストリーフ401、住民票上の住所神奈川県座間市東原３丁目12番35号
債務者　中野　竜也
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３５号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ15棟102号
債務者　宮下　京子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
熊本県八代市迎町１丁目７号33番地
債務者　村原　　猛
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１５２２号
神奈川県大和市下鶴間2774番地１　モアグランデ南林間204号
債務者　種市　千晴
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５４号
横浜市港南区日野７丁目４番18号　ヴェルデール101号
債務者　清水　儀也
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１７号
岡山市南区福富中２丁目14番25―103号
債務者　大月　康二
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市崎岡町971番地２県営住宅崎岡団地３棟301号、旧住所長崎県佐世保市有福町59番地１
債務者　久松　幸志
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
長崎県北松浦郡佐々町古川免186番地　ひかりコーポ101、前住所長崎県北松浦郡佐々町羽須和免810番地２
債務者　浜上かおり（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係